

建設コンサルタント等の業務入札契約情報公表要領

(平成14年3月8日13監第428号)

(最終改正 令和6年3月15日5契検第165号)

(趣旨)

第1 県の発注する建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務(以下「建設コンサルタント等の業務」という。)の入札・契約手続のより一層の透明性及び信頼性の向上を図るため、当該業務の入札・契約に係る情報を、この要領の定めるところにより公表するものとする。

(公表の対象)

第2 公表の対象となる建設コンサルタント等の業務は次に掲げる業務のうち、予定価格が100万円を超えない業務及び県の行為を秘密にする必要がある業務を除く業務とする。ただし、受注希望型競争入札及び総合評価落札方式に付した場合の入札の経緯、結果及び契約に関する事項については、競争入札に付する全ての業務を対象とする。

- (1) 測量業務
- (2) 建築コンサルタント業務
- (3) 建設コンサルタント業務
- (4) 地質調査業務
- (5) 補償コンサルタント業務
- (6) 工事監理業務

(公表の内容及び方法等)

第3 公表する内容及び方法等は、次の各号によるものとする。

- (1) 入札参加資格等に関する事項については、別表1に掲げるとおりとする。
- (2) 入札の経緯、結果及び契約に関する事項については、別表2に掲げるとおりとする。

(留意事項)

第4 閲覧書類は一部作成し、閲覧者の状況等により複数部とするなどして、閲覧者の便宜を図ることとする。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成14年6月1日以降に指名競争入札の実施について(通知)を施行する建設コンサルタント等の業務の入札から適用する。

附 則

この要領は、平成14年8月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成14年9月1日以降に指名競争入札の実施について（通知）を施行する建設コンサルタント等の業務から適用する。

附 則

この要領は、平成14年11月18日から適用する。

附 則

この要領は、平成15年4月15日から適用する。

附 則

この要領は、平成15年9月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。